

# 平成25年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成24年度予算)  
430,410 百万円

→

(平成25年度概算要求)  
461,151 百万円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

また、地域における子ども・子育て支援の機能強化を図るため、地域子育て支援拠点事業について、情報の集約・提供などの利用者支援や地域との協力体制を強化した「地域機能強化型」を創設するとともに、一時預かり事業について、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

なお、保育所の施設整備等を行う「安心こども基金」については、期限延長などについて検討する。

## 1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費

425,625 百万円

- ・待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大（約7万人）に伴う運営費の増。

### 【その他改善事項】

- ・主任保育士の研修等の機会を確保するため、及び、保育士の幼稚園教諭免許取得の支援を行うため、研修等の期間中の代替職員にかかる経費の加算を行い、保育士の質の向上を図る。
- ・低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合に食育推進加算を行い、食育の推進を図る。
- ・保護者に対する感染症予防等子どもの健康面での相談や、保育士等の職員に対する講習会を行う場合に健康管理加算を行い、感染症予防等の推進を図る。
- ・1, 2歳児の保育需要に対応するため、育児休業終了等に伴い増加する年度途中の保育需要に対応する保育士の配置にかかる経費を加算し、1, 2歳児の受入れの促進を図る。
- ・民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、幼稚園での勤務経験を算定できることにする。

(2) 待機児童解消促進等事業費 3,068 百万円

- ・家庭的保育事業（保育ママ）  
利用児童数 1万人 → 1.3万人  
家庭的保育開設準備経費の新設
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 137 百万円

保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

※ 保育所の施設整備費や認定こども園への補助、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の各事業については、「安心こども基金」で実施。（期限延長などについて予算編成過程で検討。）

## 2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 22,506 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

58.0万人 → 60.2万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】 2,913 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 4,842 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。（体調不良児対応型については、実施要件の一部緩和を図る。）

病児・病後児対応型	延べ143.7万人	→	延べ171.8万人
体調不良児対応型	870か所	→	898か所
非施設型（訪問型）	15か所	→	15か所

(4) 休日・夜間保育事業 808 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業	10万人	→	11万人
夜間保育推進事業	224か所	→	252か所

(5) その他の保育の推進

4,165 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 上記(約4,612億円)とは別に、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等については、子育て支援交付金(344億円)において、「子ども・子育てビジョン」の実現などに向けて推進を図る。

※ 子育て支援交付金については、さらに、すべての子ども・子育て家庭に対する地域支援機能の強化を図るため、以下の取組を推進。【重点要求】(84億円)

- ・ 地域子育て支援拠点事業について、「地域機能強化型」を創設し、①子ども・子育て家庭が多様な事業や制度などの中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を実施するとともに、②世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との支援・協力関係を構築
- ・ 一時預かり事業について、「基幹型施設」を創設し、①休日などの開所や②通常の開所時間を超えた時間延長を実施

※ 保育所体験特別事業については、平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果を踏まえ、廃止する。

